

令和2年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第6号）

令和2年3月18日（水）

午前10時 開 議

- 第1. 第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告について
- 第2. 議案第21号 令和2年度矢巾町一般会計予算について
- 第3. 議案第22号 令和2年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第4. 議案第23号 令和2年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第5. 議案第24号 令和2年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第6. 議案第25号 令和2年度矢巾町水道事業会計予算について
- 第7. 議案第26号 令和2年度矢巾町下水道事業会計予算について
- 第8. 議案第27号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9. 議案第28号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第10. 議案第29号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第11. 議案第30号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 第12. 議案第31号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第13. 議案第32号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第14. 議案第33号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

- 第15. 議案第 3 4 号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第16. 議案第 3 5 号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第17. 議案第 3 6 号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第18. 議案第 3 7 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 第19. 発議案第 3 号 第 7 次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について
- 第20. 選挙第 1 号 矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議 案 目 次 (追 加)

令和2年矢巾町議会定例会3月会議

27. 第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告について
28. 議案第27号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
29. 議案第28号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
30. 議案第29号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
31. 議案第30号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
32. 議案第31号 令和元年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
33. 議案第32号 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
34. 議案第33号 令和元年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
35. 議案第34号 令和元年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について
36. 議案第35号 令和元年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について
37. 議案第36号 令和元年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について
38. 議案第37号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について
39. 発議案第3号 第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について
40. 選挙第1号 矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

令和2年3月18日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

第7次矢巾町総合計画後期基本計画
策定調査特別委員会

委員長 高橋七郎

第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会報告書

令和元年矢巾町議会定例会11月第2回会議において特別委員会を設置し、下記付託を受けた第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定に関する調査の経過と結果について、矢巾町議会会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 付託事件

- (1) 第7次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に関する調査
- (2) その他、第7次矢巾町総合計画後期基本計画の策定に必要な事項に関する調査

2 調査経過

令和元年11月14日に特別委員会の設置以降、これまで特別委員会6回、幹事会5回をそれぞれ開催し、担当課より2回にわたり内容について説明を受け、総合計画後期基本計画（案）に対し、173件の質問や意見を分科会で協議するなど、調査・研究を行った。調査経過は、次のとおりである。

【特別委員会の開催経過】

第1回 令和元年11月14日（木）

総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の人事について協議

第2回 令和元年11月22日（金）

総合計画後期基本計画（案）について内容調査

第3回 令和元年12月19日（木）

総合計画後期基本計画（案）に対する意見のとりまとめを協議

第4回 令和2年1月24日（金）

総合計画後期基本計画（案）に対する今後の進め方について協議

- 第5回 令和2年 2月 6日 (木)
総合計画後期基本計画 (案) に対する協議
- 第6回 令和2年 3月 3日 (火)
報告書に対する協議

【幹事会の開催経過】

- 第1回 令和元年12月17日 (火)
総合計画後期基本計画 (案) に対する意見の取りまとめについて
- 第2回 令和元年12月19日 (木)
総合計画後期基本計画 (案) に対する意見の取りまとめについて
- 第3回 令和2年 1月15日 (水)
総合計画後期基本計画 (案) に対する今後の進め方について
- 第4回 令和2年 2月 6日 (木)
報告書の取りまとめについて
- 第5回 令和2年 2月10日 (月)
報告書の取りまとめについて

3 調査意見

第7次矢巾町総合計画が平成28年度から始まり、「希望と誇りと活力にあふれ躍動するまち やはば」を基本理念に掲げ、事業に取り組んできた。前期基本計画の期間は、平成28年度から令和元年度までとなっており、岩手医科大学附属病院の移転開院に伴う整備や矢幅駅周辺土地地区画整理事業など、さまざまな事業を進めてきた。後期基本計画の策定にあたり、議会では本特別委員会を設置し、計画の策定に向け町当局と一緒に取り組むこととした。

第7次矢巾町総合計画後期基本計画の実効性を高めるため、進捗状況の把握に努めるとともに、検証や評価、改善などのスケジュールやその周知方法等の明確化を図り、PDCAサイクルを確立することを強く要望する。なお、その結果の検証については予算決算常任委員会に引き継ぐこととし、特別委員会の最終報告とする。

令和 2 年 3 月 1 8 日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

矢巾町議会予算決算常任委員会
委員長 廣田清実

予算決算常任委員会審査報告書

- 議案第 2 1 号 令和 2 年度矢巾町一般会計予算について
- 議案第 2 2 号 令和 2 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 2 3 号 令和 2 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 2 4 号 令和 2 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 令和 2 年度矢巾町水道事業会計予算について
- 議案第 2 6 号 令和 2 年度矢巾町下水道事業会計予算について

本常任委員会は、令和 2 年 2 月 19 日付けで付託された上記の 6 議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和 62 年矢巾町議会規則第 1 号）第 77 条の規定により報告する。

なお、本委員会は議案第 21 号から議案第 26 号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記

- 1 企業版ふるさと納税やクラウドファンディングに積極的に取り組み、財源確保に努められたい。
- 2 第 7 次矢巾町総合計画後期基本計画について、議会と情報共有を図り、確実に事業を推進されたい。
- 3 移住定住の促進に向け、町の認知度を高めるため、各種支援策の充実を図られたい。
- 4 デマンド型乗合タクシーや市街地循環バスについて、町民の意見を取り入れ、利用しやすい運行改善に努められたい。

- 5 メディカルフィットネス推進事業について、多くの町民が参加できるよう考慮しながら事業展開を図られたい。
- 6 未利用町有地について、早期活用に取り組みたい。
- 7 自治公民館について、地域活動拠点や避難所になっていることから、自治会と連携を図りながら、公民館へのエアコン設置を進められたい。
- 8 次世代を担う若者の声を取り入れ、実践に結び付けられるまちづくりに取り組まされたい。
- 9 安心して子育てできるよう、多子世帯等への支援を充実されたい。
- 10 生活困窮者等への相談体制の充実を図られたい。
- 11 チームオレンジ拠点施設について、子どもから高齢者まで多くの町民が集える場として活用されるよう進められたい。
- 12 地域生活支援コーディネーターは、地域の活性化等に重要であり、専門性とアイディアをもって職務に当たるよう指導されたい。
- 13 町民の健康のため、望まない受動喫煙を防止する取り組みを進められたい。
- 14 農業後継者や担い手の育成のため、新規就農者への補助事業を充実されたい。
- 15 地域要望が多い生活道路整備や街路灯・防犯灯の設置を進められたい。また、町道矢次線の整備促進に努められたい。
- 16 河川の改良・管理について、県や関係機関との連携により、町内河川の浚渫工事を早急に進められたい。
- 17 防災士の活用を推進し、防災マップを活用した訓練を行い、地域における防災意識の醸成を図られたい。
- 18 コミュニティ・スクールについて、地域の理解が必要な事業であることから、地域住民や保護者への周知・理解に努められたい。また、教員の多忙化解消に向けた取り組みを進められたい。
- 19 流通センター地区が町の上下水道事業に編入されたことから、当該地域における上下水道管渠の強靱化に取り組まれたい。

議案第27号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和30年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年 3月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和30年矢巾町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員のサービスの宣誓） 第2条 〔略〕 〔新設〕</p>	<p>（職員のサービスの宣誓） 第2条 〔略〕 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第28号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和2年 3月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の税率)</p> <p>第130条 第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.2</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の13</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>20,500円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この条及び第134条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。この条及び第134条において同じ。）以外の世帯 <u>26,200円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>13,100円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>19,650円</u></p> <p>2 第127条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.7</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の3.1</u></p>	<p>(国民健康保険税の税率)</p> <p>第130条 第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.3</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の10</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>23,400円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この条及び第134条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この条及び第134条において同じ。）以外の世帯 <u>26,400円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>13,200円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>19,800円</u></p> <p>2 第127条第3項の後期高齢者支援金等課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.0</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の2.2</u></p>

<p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>4,000円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,000円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,000円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>4,500円</u></p> <p>3 第127条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.5</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の3.9</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>6,100円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割 1世帯につき <u>6,200円</u></p>	<p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>7,000円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,000円</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>3,500円</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>5,250円</u></p> <p>3 第127条第4項の介護納付金課税額の税率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.9</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の2.9</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>8,500円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割 1世帯につき <u>7,500円</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(国民健康保険税に関する適用区分)

第2条 この条例による改正後の矢巾町税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第29号

矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

矢巾町職員定数条例（平成2年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年 3月18日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例

矢巾町職員定数条例（平成2年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、<u>農業委員会の事務部局並びに教育機関及び公営企業に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者、<u>休職中の者</u>、他の地方公共団体に派遣された者及び公益的法人等に派遣された者で町長が承認したものを除く。）</u>の定数を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">129人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">4人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">17人</td> </tr> <tr> <td>教育機関の職員</td> <td style="text-align: right;">16人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局の職員</td> <td style="text-align: right;">4人</td> </tr> <tr> <td>公営企業の職員</td> <td style="text-align: right;">14人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">185人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	町長の事務部局の職員	129人	議会の事務部局の職員	4人	教育委員会の事務部局の職員	17人	教育機関の職員	16人	選挙管理委員会の事務部局の職員	1人	農業委員会の事務部局の職員	4人	公営企業の職員	14人	計	185人	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、<u>監査委員及び農業委員会の各機関並びに公営企業に常時勤務する公務員で一般職に属する者（6月以内の期間を定めて雇用される者、<u>併任者</u>、<u>休職者</u>、他の地方公共団体に派遣された者及び公益的法人等に派遣された者で町長が承認したものを除く。）</u>の定数を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長部局の職員</td> <td style="text-align: right;">120人</td> </tr> <tr> <td>議会事務局の職員</td> <td style="text-align: right;">3人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会所属の職員</td> <td style="text-align: right;">42人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会事務局の職員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局の職員</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局の職員</td> <td style="text-align: right;">4人</td> </tr> <tr> <td>公営企業の職員</td> <td style="text-align: right;">14人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">185人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	定数	町長部局の職員	120人	議会事務局の職員	3人	教育委員会所属の職員	42人	選挙管理委員会事務局の職員	1人	監査委員事務局の職員	1人	農業委員会事務局の職員	4人	公営企業の職員	14人	計	185人
区分	定数																																				
町長の事務部局の職員	129人																																				
議会の事務部局の職員	4人																																				
教育委員会の事務部局の職員	17人																																				
教育機関の職員	16人																																				
選挙管理委員会の事務部局の職員	1人																																				
農業委員会の事務部局の職員	4人																																				
公営企業の職員	14人																																				
計	185人																																				
区分	定数																																				
町長部局の職員	120人																																				
議会事務局の職員	3人																																				
教育委員会所属の職員	42人																																				
選挙管理委員会事務局の職員	1人																																				
監査委員事務局の職員	1人																																				
農業委員会事務局の職員	4人																																				
公営企業の職員	14人																																				
計	185人																																				
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定である。</p>																																					

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

発議案第3号

第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について

第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年3月18日

矢巾町議会議長 藤原由巳様

提出者	矢巾町議会議員	村松信一
賛成者	〃	藤原梅昭
〃	〃	廣田清実
〃	〃	高橋安子
〃	〃	水本淳一
〃	〃	赤丸秀雄
〃	〃	山崎道夫

第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会の廃止について

第7次矢巾町総合計画後期基本計画策定調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

選挙第1号

矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の任期は、令和2年3月25日をもって満了するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行う。

令和2年3月18日

矢巾町議会議長 藤原由巳